

「第 17 回高知県 CO2 木づかい固定量認証専門委員会」議事録

日 時：平成 27 年 2 月 25 日(水) 13:30～16:00

場 所：一般社団法人 高知県山林協会 1F 会議室

出席者：委員長 小林 紀之（日本大学大学院法務研究科客員教授）

委 員 川田 勲（高知大学名誉教授）

松岡 良昭（一般社団法人 高知県木材協会 専務理事）

佐竹 一夫（こうち生活協同組合 代表理事）

事務局 小松句美、三好一樹、宇久真司、二宮美帆、中野比菜子（以上、環境共生課）

谷脇勝久（以上、木材利用推進課）、吉川聖真、森本祐平、川竹尚美

1. 開会

（事務局：小松）

お忙しいところお集まりいただき感謝する。本日は、高知県 CO2 木づかい固定量認証専門委員会の第 17 回目、今年度 2 回目の会合である。本日の委員会では、11 件の案件についての審査と高知県 CO2 木づかい固定量認証制度運営要綱等の改正についてご意見を伺いたい。ここからの進行は、小林委員長にお願いする。

（小林委員長）

進行役を努めさせていただく。事務局から説明があったように、11 件の証書発行案件について審査したあと、高知県 CO2 木づかい固定量認証制度運営要綱等の改正について協議する。この審査を受けて証書が発行されるので、各委員の忌憚のない意見をお願いする。整理している資料に沿って進めて行きたいと思うので、事務局から説明をお願いする。

2. 協議事項（1）経過報告（報告事項）

（事務局：二宮）

経過報告について説明する。前回の委員会では、7 件の個人住宅、4 件の公共建築施設の合計 11 件について審査・認証した。認証された証書は、全て申請者に交付した。

「もくもくランド 2014」にブース出展し、制度の普及および PR を行った。ブースでは、普及啓発ポスターと固定証書を掲示した。

前回までの認証専門委員会における意見を踏まえ、昨年 12 月 12 日付けで高知県 CO2 木づかい固定量認証制度運営要綱等を改正したので報告する。

—————資料参照—————

次に証書発行状況について説明する。1 月 16 日現在の受付件数 185 件、証書発行件数は 173 件。今回は、個人住宅 2 件、木造公共建築施設 9 件について審査していただく。

（小林委員長）

受付件数が 185 件、証書発行件数が 173 件。12 件の申請受付はしているが、その内の 1 件が完成していないということか。

（事務局：二宮）

その通り。個人住宅の 1 件が完成していない。次回の審査案件となる予定。

(小林委員長)

1月16日現在の受付件数が185件。証書発行件数の173件は前回の委員会までの時点か。

(事務局：宇久)

そのとおり。

(小林委員長)

現在、検討中の案件は他にあるのか。

(事務局：宇久)

1件目途を付けているのは、四万十市役所西土佐庁舎。木造で建築しているという情報があるので、固定認証に申請頂くようにアプローチしていく予定。

(川田委員)

「こうちの木住まいづくり助成事業」で、平成22、23年度は件数が多いが、平成24年度から0件というのは、どういう理由か。実際は補助を受けているが申請されないのか。それとも補助自体がないのか。

(事務局：宇久)

補助自体は受けているが、案件として申請されてこない。その辺についても、工務店と連携を図りながら、申請案件を増やすように制度のPRを行うことも検討している。今後、個人住宅についても案件を伸ばしていきたいと考えている。

2. 協議事項(2) 証書発行の審査(11件) (審査事項)

(事務局：二宮)

協議事項(2)「証書発行案件の審査」について説明する。今回審査する11件の内訳は、「高知県産材住宅ローン」2件、「木造公共建築施設」9件。固定量は住宅2件で19.2t-CO₂、公共建築9件で219.6t-CO₂、合計283.8t-CO₂。「固定量認証審査資料」に、それぞれの申請書、県産材使用証明書等、納品書、県産材使用材積量計算書等、チェックリストを添付している。審査方法は、個人住宅1と2、公共建築施設3～7と8～11に分けて説明する。

案件1～2について説明する。

—————資料参照—————

(松岡委員)

案件1の申請書と県産材使用確認依頼書の日付が開きすぎているのはなぜか。

(事務局：二宮)

四国銀行にローンの申し込みをする時に、固定認証を受けないとローンの申し込みが出来ない。四国銀行に申し込む時に申請書だけを記入し、四国銀行に提出したのが平成26年3月2日にローンを申し込んだ日に申請書を提出した。住宅はまだ建築されていないので、申請書だけ先に提出し、添付書類は住宅が出来てから提出して頂いた。

(小林委員長)

12ページの下地材とは何か。

(事務局：二宮)

建築課に聞いた事がある。床のフローリングの更の下に使う材で造作材になる。

(小林委員長)

案件1の納品書 No.9の部材名とその他納品書の部材名が違う。問い合わせて、各委員に連絡する。

(事務局：宇久)

了解した。

(事務局：二宮)

続いて、案件3～7について説明する。

資料参照

(川田委員)

49 ページで、納入元が愛媛県のA社となっている。その場合、県産材の要件になるのか。

(事務局：宇久)

制度上は、県産材の定義自体が県内で加工した材となっている。材としては国産材であれば構わない。ある意味、コストは別として加工自体がやむを得ず県外で加工しなければならなかった場合は、認証の対象になる。

(小林委員長)

それは違う。高知県産材の物を県外に持って行って加工するのはいいが、愛媛県の山の木を伐って製材して、それを集成材等に加工して持ってくるのは駄目なはず。積層材の時は、ラミナー(原板)は高知県で製材して、県外で加工して県内に戻すのは構わない。それじゃないと県産材の有効活用にならない。

(事務局：宇久)

運営要綱には森林法上合法的に伐採された丸太というふうに記載している。

(小林委員長)

元々の趣旨はそうではなかったはず。県内の山で伐採した丸太を、やむを得ず県外で加工して持って帰るのは認める。そうしないと、いくらでも県外の材を使うことになる。私はそう解釈している。

(川田委員)

私も、そう思っていた。

(松岡委員)

私は、国産材であって、どこで加工したかによって、それが県産材という認識であった。

(小林委員長)

高知県で加工したのは基本的に認める。

(川田委員)

それは、構わない。

(小林委員長)

愛媛県の山で伐採して、愛媛で加工して高知県に持ってくるのは問題である。

(事務局：小松)

それはいけない。加工をどこでしたかによる。

(松岡委員)

愛媛県産の丸太を愛媛県で加工したら愛媛県産材。愛媛県産材の丸太を高知県で加工したら、県産材になる。

(小林委員長)

事務局が説明したのは、愛媛県産の山で伐って愛媛県で製材して愛媛県で積層材にして持ってくる。これは、駄目である。県外というのは高知県産の材を持って行き、ラミナーに加工するのは構わない。これは工場がないから仕方ない。

(川田委員)

厳密に処理すると、愛媛県で原木が生産され愛媛県の製材工場がラミナーを作成し、それを集成材に生産製品にして高知県に納めた場合は、県産材という事には条件上ならない。高知県で製材加工してラミナーを作成し、それを愛媛県で最終製品にして持ってきたのは、県内産となるので、ちょっと違うような気はする。今回の申請は、B社が証明しているが実際に納材しているのはA社である。

(小林委員長)

B社は、何を根拠に県産材としているのか。

(事務局：二宮)

必要資料ではないので添付してないが、A社が高知県産材を納入しているという出荷証明を事務局がバックデータとして持っている。これはA社が証明した高知県産材を使用したという証明になる。なお、丸太は高知県産材であることは事務局の方で確認している。

(川田委員)

その場合、製材はどこでやったのか。

(事務局：宇久)

A社である。

(川田委員)

高知県から丸太を購入し、A社で製材・集成材に加工し、高知県に納めたという証明があれば問題ない。

(小林委員長)

証明書に、合法木材、高知県産材使用と記載してある。本当は、高知県のどこから持ってきたか記載してもらいたい。また、運営要綱第2条(6)を素直に読むと、まずは県産材の定義をしている。県産材というのは森林関係法令上合法的に伐採した丸太を原料として県内で製材された国産の木材。ただし、正当な理由により、やむを得ず製材の一部を県外で行う必要があると委員会で認められたものは、この限りではない。前段で、県内で製材されたと断っている。やむを得ず県外で製材するというのは、普通、どんな事がありえるか。製材工場があれば県内で製材しなくてはいけない。積層材で一番議論になったのは、集成材工場が県内にないのではないかということから議論になった。それだったら、原板は高知県から持って行って加工して持ってくればいいことではないかということ。

(川田委員)

例えば、天スギのような超高級材で、高知県の方にむしろあるが、例えばの話、それを製材加工するところが高知県の技術上、あるいは担当している製材業者なり業者のままでは出来ない。

それは県外の特許技術を持ったところに製材加工をお願いするということはあるとおもう。

(事務局：宇久)

その通り。

(小林委員長)

ハンガーで散々議論した事があった。結局、ハンガーは何処でも作れるが、加工は県外の業者しかできない。だからその代り、高知県産の木材製品を持って行って、そこで加工してもらう。そういう事だったとおもう。

(川田委員)

高知県の卸売市場や素材生産業者が高知県産材を愛媛県の製材業者に販売し、そこで製品にしたやつを高知県に納めた場合、それは高知県産材ですよという今の様な証明があればいいのか。理屈で言えば高知県から丸太を買ってきたといっているだけ。

(松岡委員)

原木市場で買ったということが、高知県産材である証明までにはならない。市というのは色々な所から集まってくる。山元までの証明というのは、もう一ついるので大変である。

(小林委員長)

厳密にいうと、山元からの証明は伐採届から必要になる。問題は、製材所が県外で丸太が高知県の場合は全部認めるか。

(川田委員)

例えば、高知県の業者が大手で県外にも工場を持っている可能性もある。

(小林委員長)

大事なのは趣旨である。制度の趣旨が何だったのか。それに戻って考えないと、抜け道とか考えるときりがない。大事なポイントは、製材所がどこにあるのかということ。

(川田委員)

この場合は、集成材を作るという事的前提として製材がある。これは認めてもおかしくはないとおもう。高知県内でラミナーを作らなくても、一体でA社が作っているのだから、そこで加工すること自体は私はいい考える。

(事務局：三好)

積層材の寸法長さ 4.2m となるとフィンガージョイントがないと多分無理な長さである。しかも厚みからいっても何層かしているという事になれば、県内で加工できるところがあるのか。また、納期にどうしても間に合わせないといけないとなった時に、県内で加工が十分に出来るのか。川田委員がおっしゃられた様に、特殊な技術を持って、納期を間に合わせる為に県外で実施するしかなかったのかというのはやむを得ずという事になるのか。

(川田委員)

たとえ高知県内に技術があっても、その業者に頼むかどうかわからない。基本的に公共事業の入札でどの納材業者が落とすかによる。その業者は、高知県の業者に頼むより県外の業者に頼んだ方が安いということなら県外に頼むとおもう。

(事務局：三好)

その通り。

(松岡委員)

例えば、B社が取引しているところというのは、県外がやっているところまで認めてしまうのかどうか。

(事務局：宇久)

前回の委員会の中で、やむを得ずというのは、どういった事があるのかと川田委員から質問があった時に、当然、技術的なところはやむを得ない。ただ、コストは中々認めにくいのではないかなと言ったが、公共になってくると当然、入札をする。

(小林委員長)

そういう場合は対象にしなければいいだけの話。何度も申し上げた通り大事な趣旨は、県産材を使っているか。大事にしないではいけないのは、丸太がどこからきたかという事と、もう一つは、製材工場がどこにあるかということ。その二つは考えないといけない。

(松岡委員)

現実、県内で製材したということであれば私は別に問題はない。要は今回のような例外的な場合に丸太をどこまで追跡するか。

(小林委員長)

今回の場合、私は事務局がよく理解して頂いて、ああいう証明書が出てきたら聞いて頂いてという事。高知県から仕入れてきたということなら、更にどこからですかと聞いたら、知りませんという事にはならないとおもう。証明書は、事務局が依頼したのか。それとも、A社が提出したのか。

(事務局：二宮)

県の施設なので、建築課の方で書類を保管していた。

(川田委員)

こういう事があると基本的な要綱からずれる面があるので、この件に関してはどっから仕入れたか、というのを聞くというのはいり得るかもしれない。

(小林委員長)

谷脇課長補佐、公共建築施設は県産材を使えとなっているのか。

(事務局：谷脇)

一応、土木の方で工事を発注する時の仕様書の中に、県産材を使って下さいという文言は見えているが、最終的には発注する部局がそこをそのまま入れるか判断する。

(事務局：三好)

本来であれば、当然、県産材を使うという事をB社から集成材工場の方へは伝わっているはず。集成材工場はこれだけを特殊にやるわけではなく、おそらくこれまでも高知県産材を使った積層材は製造されているとおもう。それに県産材を使うという事は高知県では決まっている。それをわかって頂いたうえで、どこの材か判らないということであれば、本来は納材してはいけないとなってくるとおもう。初めてという事であれば全く分からないが。

(小林委員長)

要綱の解釈の問題と、今回の案件について認めるかどうか、二つについて整理したいとおもう。要綱の解釈で問題になっているのは、条件2(6)。これについては、やむを得ず製材の一部を県外にというところが解釈の問題だとおもう。そのやむを得ずというのは、この場合は積層材。高知

県内では加工出来なかったから出てきたのか、出来るけどコストの問題で県外に出したのか。それは知る由もないが、この場合はやむを得なかったと解釈していいのか。

(川田委員)

これから公共事業の場合は、内装材でそれに集成材をベースにする構造が多いとおもう。だから、高知県内でも技術的な問題もあるが、扱う業者からすると安くて確実に注文した材が間に合う様に納品されるとすると県外に依頼する事が多いとおもう。

(佐竹委員)

事務局がおっしゃった高知県産木材という定義と CO2 木づかい固定量認証制度の定義とは違うということですか。

(川田委員)

そういう事。

(川田委員)

これは、要綱に抵触するのか。

(事務局：三好)

県有公共施設の使用については、この 49 ページで問題はないとした場合、では、私共の要綱の県産材という定義からすると少し抵触する。

(事務局：谷脇)

多分、仕様書には書いているとおもうし、元々の県産材という意味は、高知県で伐採されたということだとおもう。

(小林委員長)

県内で伐採して他県に持って行って加工をして持って帰る。それは、仕様書でも構わないのか。

(事務局：三好)

それは構わない。

(小林委員長)

それなら、それに合わせたらいいのではないか。

(事務局：三好)

私共の要綱であれば、結局は県内で製材というのが既に加わっておる訳で、やむを得ない場合には県外で製材したものを、この委員会が認めた場合には県産材とするという要綱になっている。要は伐採された丸太が県産だと証明出来れば、私共の県が発注している公共建築施設の県産材の定義と同じであり、委員の皆様がお悩みになるところがなくなる事になる。

(事務局：谷脇)

例えば今回は B 社が高知県産材という事を言っている。A 社が例えば森連の出荷所から買っていけば納材証明で見える。ただ、その時には 1 本 1 本が森連の木かどうかはわからない。この日に大量に何本も買っている事になるので、そこは実際の事業者がこれですというのがあれば、それを信用するしかない。

(松岡委員)

それでは、高知県の山からという事にはならない。森連の共販所は色んなところから持っている。

(事務局：谷脇)

基本的には合法証明認定番号を持ちながらやっている。どこまで厳密があるのかわからないが、合法証明でやっている方がそういうルールでやっているの、そのルールに則ってやるしかない。証明の連鎖なので、AさんがBさんに証明したものをBさんが証明する。そこで1本1本の証明は出来ない。その証明はお互いが責任を持って証明していくというのが仕組みになっているので、その番号を持っている方が私はこれがここですと頂くと、それを信用するしかない。

(川田委員)

今日、審査する案件については、私はいいとおもう。問題は、これからこういう問題が出てきた場合、今日の段階である程度、原則論を作っておかないと迷う。

(小林委員長)

整理すると、要綱の条件2(6)はこれで、我々は尊重したらいいとおもう。森林関係法令上合法的に伐採した丸太を原料として県内で製材された。その後、合法的に伐採された丸太というのは県内で伐採されたという事が、今の仕様書ではそうなっている。私達の要綱でいくと、県内でと書いてない。ですから二つあって、一つは県内の森林で合法的に伐採された丸太を原料として、県内で製材されたものが一つある。もう一つは、県内じゃなくても県内の製材所で製材されたもの。これも含めるかどうか。つまり幅を広げる。基本的には、県内の山で伐採された木を県内で製材したもの。それも幅を広げて、県内の製材工場加工されたもの、県外で伐ってきた分も入れるかどうか。

(川田委員)

それは最初から含まれている。

(小林委員長)

それはそれでいい。もう一つは、やむを得ない事情で県産材を県外に持って行って加工しても問題ない。これも認めている。

(川田委員)

その通り。やむを得ないという状況をどう解釈するか。これは、それぞれの委員会の中で判断するというのであれば、その時の状況によって判断すればいいことで、あまり原則論を、文言の規定の中に詳しく入れない方がいい。事案ごとに判断すればいい。

(小林委員長)

今の解釈はいいか。もう一度言うので議事録に残す。県産材は、森林関係法令上合法的に伐採された丸太を原料として県内で製材された国産の木材は要綱通り。国産の木は、必ずしも高知県の山じゃなくてもよい。もう一つは、仕様書で申請のある高知県産材の高知県の県内で伐採された丸太、これを県内で加工する。これはなにも問題ない。仕様書はそれだけを認めている。但し、集成材、積層材みたいに県内で伐採された木を県外に持って行って加工して、持ってくるのも認めている。

(事務局：谷脇)

その通り。

(小林委員長)

決議されるのはそれでいいか。

(事務局：宇久)

その通り。

(小林委員長)

これを上手く議事録にまとめる。今回のこの3件については、承認する。合法性についてはもう少し調べること。

(事務局：二宮)

続いて、案件8～11について説明する。

資料参照

(松岡委員)

77 ページも A 社から高知県産材、合法性についての証明はあるのか。

(事務局：宇久)

ある。

(小林委員長)

ちなみに A 社というのは、そんなに強いのか。

(事務局：宇久)

港区の固定認証の制度の中でも登録業者になっている。

(川田委員)

公共事業の場合、これ用に公共事業の国産材の取扱量について申請を出しているとおもう。外材は使っていないのか。全く、100%国産材とは考えられない。外材は申請に関係ないから明細は出していないとおもうがどれ位の比率で使用しているのか。

(事務局：三好)

今回の案件8の追手前高校多目的棟にしても、体育館の床とか木である。これだけの量を網羅するのは、町産材や国産材だけを集めるのは大変である。かなりの量を国産材で使っているとおもうが外材との比率自体までは事務局としては掴んでいない。

(小林委員長)

高知県では、公共建築施設に県産材を使う方針があるとおもう。基本的には建築された公共建築施設は全て申請されているのか。

(事務局：二宮)

平成26年3月までの完成分については、全て申請されている。

(川田委員)

県内の公共事業の公共建築施設というのは、どこに照会しているのか。

(事務局：谷脇)

県有施設の全一覧表はない。各部局の関係部署が持っている。実際、建物を建築する時は土木部の建築課での確認はするが、そこも、県有施設の一覧表を持っているかというのと、持ってない。情報共有として、法律に基づいた県産材利用推進方針の中で、知事を本部長とした本部会議を年1回は開催しているので、その中で実際、どういう工法、計画を持っているのかという情報共有は図るという形ではやっているが。

(川田委員)

例えば給食総合センターとか色々な施設が実際にあるとおもうが、これに全然申請されていない。今後、市町村にどの様に働き掛けるのか問題である。

(事務局：谷脇)

市町村の施設に関しても、例えば県のどこかの部署を通過するような施設は、ある程度、把握しているが、独自でやっている分は、中々、把握しきれてない部分がある。先程言いました県産材利用推進方針の基本は、県有施設をメインとしてやっている。また、県内に6林業事務所があるが、そこで地域会議を開いている。その中では、市町村の施設でも県産材を積極的に使って下さいと話している。全部が全部、まだ把握しきれてない部分というのはあるが、そこら辺は、情報収集をするような形には一応しているが、そこはまだ出て来ていない状況。

(事務局：三好)

今回の案件11は、まさしく土佐町の備蓄倉庫の案件になる。

(川田委員)

私が思うのは、公共施設はこの程度の量しかないのかということ。

(事務局：三好)

先程、当課の宇久も申しましたが、四万十市の西土佐総合庁舎は木造とRCのハイブリットでかなりの四万十ヒノキを使うという事を把握している。また、これが国の施設、県内の省庁の施設となると、そこには木材を使用した建設課があるはず。そこも含めると、かなりの量にはなる。

(川田委員)

その辺の現状を把握出来ないというのが、一つの課題である。

(事務局：三好)

私共としたら、その情報が集まる前にアンテナを張るだけではなく、もっと撃って出てPRをして、こういう固定認証制度をご理解頂いてという事が、これから必要になってくるとおもう。

(川田委員)

どういう形で県なり、あるいは地方自治体との連携の元で情報が入っているのかが気になる。もう少し、お互い情報が自動的に入ってくるようなシステムでないといけない。申請するかしないかはまた別問題。どこに、どれくらい公共施設が出来ているかという事を実際は県が把握していないと言っているのか。

(事務局：谷脇)

ある程度は把握しているが、全部を把握しているわけではない。

(小林委員長)

11件全てを承認してよいか。

(全委員)

問題なし。

(小林委員長)

私から一点提案がある。例えば案件3は大規模な鉄筋構造で、これは木材を使っているのは、構造ではなく木質化という事で、内装に使っているとおもう。見てもわかる様に、木材の使用量が以外に少ない。一つの理由としては、床の下に構造用合板を使っている可能性が極めて高い。

それで、今後、この制度で、こういう公共工事がどんどん出て来て、大規模な建物が出来るとおもうが、そういう中で合板の下地を対象にしてはどうかとおもう。港区では、こういう建物は非常に大量の合板を使う事がわかった。今日結論がでなくてもいいが、今後検討したらどうかとおもうけど、どうか。

(川田委員)

フローアなんかの場合は、国産材のフローア又は合板もある。いま小林委員長がいわれたやつの中にこれは入ってないか。

(事務局：宇久)

板物は入ってない。

(川田委員)

それは入れてもいいとおもう。

(小林委員長)

それは、木材利用推進課にとっても良いことだとおもう。

(事務局：谷脇)

その通り。

2. 協議事項（3）高知県 C02 木づかい固定量認証制度運営要綱等の改正について （審査事項）

(事務局：二宮)

要綱の改正について説明する。県内では県産材を用いた施設の建築が今後いくつか予定されているが、現在の運営要綱では一部の個人住宅、公共建築施設だけで、民間の施設は申請対象になっていない。そういう事から地方公共団体以外は建設する建築物も申請の対象にできるように要綱の改正案をまとめている。

資料参照

(小林委員長)

要綱を改正する背景があるようですので、なぜ改正する必要があるのか説明をお願いします。

(事務局：宇久)

要綱の改正については、近年、木材利用の中で CLT の推進というのが高知県では大分前からやっている。公共建築物だけではなく、一般法人の建築物の中で CLT を利用しようというところが出てきた。勿論、私共のこの固定認証の中では、前段で木材利用推進という形で始まり、個人住宅、公共施設の木造化という法律の中で、公共施設の木造化も増えてきたという事で、制度構築をしてきた。今後、一般建築物でも大きな物が出る。しかも CLT を使った建築物が出てくるということで、要綱上、その建築物が認証の対象になっていないということで、今回、追加させて頂く案を作成した。特に CLT は、今後のこの木材利用の中で非常に PR できる物である。それを認証出来ないというのは勿体ない。その中で、この要綱の改正案を示させて頂いた。

(松岡委員)

色んな背景があるのはわかったが、今は事務局改正というタイミングではない。CLT 自体の需要で、一般法人等が今、具体的に出て来ているという話があるが、そんなに沢山申請があるのか。

まず、公共施設が先ではないかなと感じる。要綱改正を否定する訳じゃないが、基本にもっと力を入れたほうがよいのではないかな。

(事務局：三好)

松岡委員の意見は正しいが、この固定認証制度で公共木材施設といった形で対象を広げた時に、やはり多くの方に県産材利用をアピールしていこうと、まずは自治体からということで県から取り組んできた。昨今、かなり一般法人の方が木造施設を非常に建築される事が増えてきた。やっぱり、その中で県民の方に木造、木質、そして県産木材に理解を深めて頂こうとすれば、個人住宅そして公共建築施設に加えて、一般法人の方が作って頂いた建築施設についても私共が固定認証等を発する事によって、県産材の利用をさらに進めていきたいということで私も今回の改正という事を考えている。

(小林委員長)

具体的に案件は出てきそうなのか。

(事務局：宇久)

案件の計画はある。

(川田委員)

文言が変わっても、内容的に要綱新旧対照表の(9)で、一般建築施設及び公共建築施設と記載されているので問題ないとおもう。

(小林委員長)

要綱の改正は認めて頂くとして、次に固定量をどの様に算定するか検討する必要があるので、並行して検討したいとおもう。これは、要綱を改正してもどうやって算定していくか問題になる。集成材は問題にならなかったが問題になるのは接着剤の占める材積をどう扱うかという問題がある。従来、この制度では合板も対象にしたが、接着剤の部分はあまり考えずに認証している。今後それぞれに合板、CLTと言った時にどの様に算定するか。それは、検討しておく必要があると私はおもう。CLTは全国で初めてで、高知県でやった事が、デファクトスタンダードになって、全国でやっていった方がいいとおもう。高知県はCLTの推進役みたいになっているので、そのCLTの接着部分をどうするのかというのを、やっぱり高知県から作っていく事は私は価値あることだとおもう。勿論、木材利用推進課とよく相談してやる必要があるし、CLTに使う接着剤の量はそんなに多くないので、材積からみたら無視していいというのか、もし仮に無視してもいいという事なら、実際にCLT 1 m³を作るのに、どれだけ接着剤を使って材積のどの位の割合を占めるのか。その根拠を示す必要があると私はおもう。

(事務局：谷脇)

先程、委員長がおっしゃられたとおり、量的には多くないから無視するとしても、実際どれ位の量を使用しているか、除けるなら除ける、考えないなら考えないでの、バックデータというものを持っておく必要がある。中々、直ぐにはデータはないが、今の状況を調べながら確認していきたいとおもう。

(小林委員長)

要綱の改正はOKということなので、そのCO₂算定をどうするかについて次回の委員会で決めて行きたいとおもうが、どうか。

(全委員)

異議なし。

2. 協議事項（4）その他

(事務局：宇久)

次回の委員会については、6月か7月頃を目途に開催したいと考えている。

(小林委員長)

次回の委員会は、CLTの事や様々な現在の制度の、更に発展していく為の課題にどう対応するか説明を願いたいとおもう。特に案件については市町村の公共建築施設のまだあるとおもうし、個人案件についてもどの様に申請案件を増やすかについて検討頂くとおもうので宜しく願います。

(事務局：宇久)

本日、認証頂いた案件については、順次確認をおこない証書を発行する。

以上で、審議を終了する。長時間の協議、ありがとうございました。

以上